

条例名	施設等の名称	区分		改正前 ～R5.9.30	改正後 R5.10.1～
下川町木質原料製造施設の設置及び管理に関する条例	下川町木質原料製造施設	木くず	キログラム	17.28円以内	17.60円以内
		おが粉	立方メートル	2,700円以内	2,750円以内

※料金には消費税及び地方消費税が含まれています。

※端数処理の方法が「10円未満」から「1円未満」切捨てに変わるため、請求金額が円単位に変わります。